

# 出版契約書

著作者名 \_\_\_\_\_

著作物名 \_\_\_\_\_

著作権者名 \_\_\_\_\_

上記著作物（以下「本著作物」という）を \_\_\_\_\_ と  
して出版（以下「二次出版」という）することについて、  
著作権者の委任を受けた本著作物の出版権者 \_\_\_\_\_ を乙とし、  
二次出版者 \_\_\_\_\_ を丙として、  
両者の間に次のとおり契約する。

年 月 日

乙 住所  
名称  
氏名

丙 住所  
名称  
氏名

第1条（二次出版の許諾）乙は、著作権者（以下「甲」という）の委任をうけて、丙が本著作物を二次出版することを許諾する。

第2条（使用の範囲）丙は、二次出版において、本著作物およびその題号を変更することなく使用するものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、丙が二次出版において本著作物またはその題号を変更することを希望する場合には、あらかじめ著作者および乙の文書による承諾を必要とする。

第3条（定価・造本・部数等）丙は、二次出版において次のとおり予定する。

定 価

造 本

発行部数

発行期日

2. 丙は、乙に対し、二次出版物発行の都度、発行部数を通知する。

第4条（表示および出版権者の明示）丙は、甲および乙の権利保全のために、二次出版物の所定の位置に を表示し、適当の個所に乙の名称等必要事項を明示する。

第5条（使用料）丙は、乙に対し、本著作物の著作権使用料および出版権使用料として、次のとおり支払う。

支払金額

支払方法・時期

第6条（贈呈部数）丙は、二次出版物の初版第1刷発行の際に 部、増刷に際してはその都度 部を乙に贈呈する。

第7条（複写）乙は、甲の委任を受けて、丙が本二次出版物の版面を利用する本著作物の複写（コピー）に係る権利を管理することを承諾する。丙は、かかる権利の管理を丙が指定する者に委託することができる。乙は、丙が指定した者が、かかる権利の管理をその規約において定めるところに従い再委託することについても承諾する。

第8条（二次的著作物への使用等）丙は、第三者に対し本著作物の利用について許諾することができない。

2. 丙が第三者から本著作物の二次的著作物（翻訳・ダイジェスト・映画・テレビ化等）への使用について申し出を受けた場合は、丙は乙に連絡し、乙は甲と協議のうえその処理にあたる。

第9条（契約の有効期間）この契約の有効期間は、契約締結の日から 年 月 日までとする。

第10条（契約の延長）この契約の有効期間満了までに、乙丙合意のうえ契約を延長することができる。

第11条（契約の尊重）乙丙双方は、互にこの契約を尊重し、この契約を定める事項について疑義を生じたとき、またはこの契約に定めのない事項について意見を異にしたときは、誠意をもってその解決にあたる。

上記の契約を証するため、同文2通を作り、乙丙記名捺印のうえ、各1通を所持する。